



みのる法律事務所
令和6年8月第412号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市宇相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

169



気になって 読んでみました 無法松



残した金は 誰のものかと

令和6(2024)年8月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

無法松は、松五郎名義の貯金帳と、吉岡夫人名義の貯金帳と吉岡夫人の息子名義の貯金帳を残して死にました。

それらの貯金帳は、松五郎の柳行李の中にあつたのです。それを見た吉岡夫人は、無法松の死骸に覆い被さって慟哭したのです。富島松五郎は、死んで始めて吉岡夫人の手に抱かれたのです。

『無法松の一生』という映画では、三船敏郎が演じる無法松と高峰秀子が演じる吉岡夫人のこのラストシーンに泣かされました。これまで何度も観ましたが、いつも無法松と吉岡夫人の心情を思い、泣けてしまうのです。

ですが、今回は、人間の心の動きである感情はひとまず置いて、ソロバン勘定というか、無法松が残した貯金帳の行方について考えてみました。

『無法松の一生』の原作である小説『富島松五郎伝』を読みました。その上で、『田舎弁護士の短編集』の一編として『無法松が残した貯金帳の行方』という駄弁本を書きました。

硬い法律論ではなく、軟らかい小説を使って、遺産問題を語ってみたいのです。この『的外』に同封します。斜め読みでもして戴ければ幸甚です。

法律と 人情との 隔^{へだ}たりを

ちぢ 縮めてみたい ほうかいしゃく 法解釈



令和6(2024)年8月1日

あおぞらうきよのすて

青空浮世乃捨

『無法松が残した貯金帳^{ちよきんちやう}の行方^{ゆくえ}』という駄弁本を書きました。いまの裁判では、人情と法の乖離^{かいり}、つまり、人ならば誰でも持っているはずの人間味を感じさせる心の働きと隔^{へだ}たった判決が出されそうだという思いが湧いてきました。

人情に添う判決を出してほしいのです。どうしたらそういう判決を出してもらえるのかを考えてみました。判決と人情との隔^{へだ}たりを縮める方法を考えてみたいのです。その一つの方法として、裁判所は経験則^{けいけんそく}を活かして、合理的な推測^{すいそく}を用いて人情や常識に添う法的解釈をすべきではないかという考えに^{たど}辿りつきました。

無法松は、自分が死んだら吉岡夫人に貯金帳をやりたかったことは誰が考えても明白であり、吉岡夫人もその無法松の気持ちは受けた筈であることは、諸般の事情を考えれば容易に推測できるとして、無法松と吉岡夫人の間には、死因贈与契約が成立していたと認定して、無法松が残した貯金帳は吉岡夫人のものであると判決することはできると考えます。

かつて『医療過誤裁判に対する疑問』という駄弁本で、「正しい判決を出すためには、裁判所は推定則を働かせなければならない」と述べましたが、推定則を使い、遺産の行方を決める法解釈を求めたいのです。

裁判所は、人情や常識から考えれば無法松の残した貯金帳は、吉岡夫人のものとするべきだと考えたなら、枝葉末節の法律の個々の条文や判例などに拘らなくて、「法の理念」とか「諸般の事情」という大きな物の見方で、法を解釈して、人情や常識に添う判決を出すべきです。

法律や裁判の方から、人情や常識に歩み寄ることが、法と常識の距離を縮める方法だと確信しています。

『無法松が残した貯金帳の行方』

前回の事務所便り『的外』に駄弁本『いなべんの短編集』の『尊敬する法律家からの手紙』を同封しましたら、反響が大きく、多くの感想文を頂戴しました。ありがとうございます。中でも高校の大先輩である菊地和夫先生(87歳、一関市在住)から頂戴したお手紙は、私が述べたいことを的確に要約して下さい、私の駄弁本を読むより、そちらを読んだ方が私の言いたいことがよく伝わる内容となっています。

そのまま後に転載します。それを読んでもらえれば、駄弁本を読む必要はありません。菊地先輩は、各新聞社にもこの感想文を送ってくれたとのことですが、望外の喜びです。「駄弁本を発行しても誰も読む人はいないだろう」と思っていますだけに、先輩のお気持ちとその行動にはただ感謝あるのみです。ありがとうございます。

調子に乗りました。短編集なら読んでもらえそうだという気になりました。『円満相続をしてあげたいのです』というキャッチコピーで地方紙に宣伝を出したり、相続に関する駄弁本を14冊も出している身としては、短編集を使い、相続問題を知らせる方法は効果があるのではないかなどという考えが浮かびました。

これまで書いていた『相続不動産の登記の義務化』と『相続開始前にしておくこと(その1)－生前贈与－』と『相続開始前にしておくこと(その2)－死因贈与－』を一時中断して、『無法松が残した貯金帳の行方』を書き出しました。この事務所便り令和6年8月号に同封できそうです。

その内容は、『無法松が残した貯金帳の行方』をお読み戴ければ分かることです。短編ですからすぐ読める筈です。年配の方なら『無法松の一生』という話は誰でも分かっている筈です。無法

松の一生という物語を借りて、大事な人のために稼いで、大事な人のために残した財産はどこに行ってしまうのか、という問題を分かり易く書くつもりです。

この事務所便りといっしょに送りますので、お目を通して戴ければ幸甚です。法律や裁判と人情や常識の間には大きな隔たりがあるように思えてならないのです。その距離を縮めなければならないという思いが最近特に強く感じるのです。裁判所の出す判決が、人情や常識と乖離しているように思えてならないのです。特に経験の浅い裁判官の出す判決に対しては、そのような思いを強くしています。

経験が浅いのですから、経験則に基づいて合理的な推測を働かせて、法の解釈を人情や常識に近付けることを求めても、簡単にはできないだろうとは思いますが、法や裁判と人情や常識との隔たりを縮めるためには、人情や常識は変えられないのですから、法や法の解釈の方から、人情や常識に歩み寄らなければならないのです。

人生を80年以上、弁護士を半世紀以上続けてきて、そのような思いを強く持つ身としては、あらゆる手を使って、法や裁判が人情や常識に歩み寄る方法を提唱していきたいのです。『無法松が残した貯金帳の行方』という駄弁本もそういう思いで発行するのです。

裁判所が、人情や常識に近寄るような判決を出してくれることを望んでいますが、裁判所に解決してもらう前に、相続人間で話し合っ歩み寄り、遺産分割協議書を作る円満相続を勧めます。

相続問題は、『無法松が残した貯金帳の行方』で述べたようにいろいろな問題があります。不安や分からないことがあったら、インターネットの情報だけでなく、多くの遺産問題を取り扱っている法律事務所で相談することを勧めます。一声おかけ下さい。

相続問題に関する新刊書と発刊予定本のご案内

最近発行した相続問題に関する本と、これから発行する予定の相続問題に関する本をご紹介します。

- 1.『田舎弁護士の大衆法律学 円満相続』
2023年10月10日初版発行
- 2.『田舎弁護士の大衆法律学 円満相続のスヌー相続問題は、法律と哲学を融合させて、円満解決させてやりたいのですー』
2024年2月10日初版発行
- 3.『円満相続をしてあげたいのです。いま、特に解決してあげたい相続問題 第1話 誰もいらぬ遺産』
2024年6月25日初版発行
- 4.『いなべんの短編集 第10話 無法松が残した貯金帳の行方』
2024年8月20日発行予定
- 5.『円満相続をしてあげたいのです。いま、特に解決してあげたい相続問題 第2話 相続不動産の登記の義務化』
2024年8月31日発行予定
- 6.『円満相続をしてあげたいのです。相続開始前にしておくこと (その1)ー生前贈与ー』 2024年9月20日発行予定
- 7.『円満相続をしてあげたいのです。相続開始前にしておくこと (その2)ー死因贈与ー』 2024年10月以降に発行予定

これまで、1～3は、この事務所便りをお読み戴いている方には謹呈させて戴いています。お忙しい皆様ですから、まだお目を通してもらえていない方も大勢おられると思います。

お時間のお許しになるときに、表紙と目次とまえがき、あとがきだけでも斜め読みでもして戴ければ幸甚です。

人の死は避けられない以上、相続問題はどこの家庭でも必ず発生する問題ですから、身のまわりには、相続問題を抱えている人は必ずおられます。

その時に、これらの本を引っ張り出して、関係のあるところだけでもお読み戴ければ、こんな駄弁本でも書いておいた意味があるものと思います。そんな思いで、相続問題に関する新刊書と発刊予定本を紹介させて戴きます。

「ウクライナは降伏しよう」に賛成

2年数ヶ月に及ぶロシアのウクライナ侵略によって数万人といわれる多くの人命が失われ自然が破壊されている。欧米のウクライナ支援、中国、朝鮮などのロシア支援、力と力の対決は泥沼状況におちいり、ゼレンスキー大統領は占領地域が解放するまではと意気軒高である。その間にも多くの命が失われている。ガザでの惨状もしかりである。

千田実弁護士の『いなべんの短編集第9話 尊敬する法律家からの手紙ー降伏のススメ』が届いて目からウロコであった。「ゼレンスキーはウクライナ国民の生命と安全を守るために降伏すべき」という主張が紹介された。私も全く同感であり降参することで一日も早い戦争終結を願うものである。

戦争の長期化、拡大化、深刻化が原爆投下で全面降伏した日本の惨禍をみれば自明である。日本の降伏の遅れが人類の滅亡、地球壊滅の危険性をうみ出した。

ゼレンスキーが諸国の支援を受け、プーチンを追い詰めれば核戦争の危険さえ生まれる。他国からの武器援助は「火に油」を注ぐ行為である。「正義の戦争より不正義でも平和がいい」と先人は言っている。「死んだ人の命は戻らない」降伏は戦争から、ウクライナやロシアの若者の生命と国民の安全を守る唯一の方法である。

メディアも大政翼賛的報道だけでなく、降伏論を広げていく事が核戦争を阻止する必須条件である事を肝に銘じて、論ずべきだと思う。千田弁護士の『降伏のススメ』に双手を挙げて賛成するものである。

2024年7月31日 菊地和夫 87歳 農業